

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「豊橋市立各学校において、児童生徒を出席させないこととした措置（現実に登校させないこととした措置を含む。）の件数を示す資料のすべて（2005年4月1日～2007年1月10日）」及び「豊橋市立〇〇中学校において、児童生徒を出席させないこととした措置（現実に登校させないこととした措置を含む。）の件数を示す資料のすべて（2005年4月1日～2007年1月10日）」を非公開としたことは妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての教育委員会の説明は、おおむね次のとおりである。

豊橋市立各学校及び豊橋市立〇〇中学校において、児童生徒を出席させない措置をした事実はなく、件数を示す資料を保有していない。

よって、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当し、非公開とした。

3 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立てに係る説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成19年1月10日付けで行った公開請求に対して教育委員会が同年2月7日付けで非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 本件の出席停止が法令に基づくものであれば、教育委員会は文書により出席

停止命令をしなければならぬところ、そのような事実は一切ない。

イ 学校側は、当該生徒への措置は出席停止ではなく、保護者同意の下での自宅学習であるとしているが、実質的には出席停止と同じ効果となっている。

ウ 家庭学習や謹慎といった措置内容については職員会議で決定していることを当該生徒及び保護者に対して言明している。

エ 本件請求により特定される文書は、学校教育法に基づく出席停止のみを特定しているものでないことは明らかである。

オ 教育委員会は、非公開理由説明書において、児童生徒を出席させない措置をした事実はない旨主張しているが、学校側は当該生徒に対し自宅学習、謹慎措置を行い、さらには出席してきた当該生徒を強制的に下校させるといった「出席させないこととした措置」を行っており、教育委員会の主張は明らかに虚偽である。

カ 学校側は出席停止について、異議申立人に対し正確な日付や回数を示しており、これらを考慮すると何らかの資料を保有していると考えらるべきである。

キ 別件の請求で、自宅学習の経緯に関する文書が公開されたが、当初から当該文書を特定すべきであった。

ク 「出席させないこととした措置」という言葉を使ったのは、本件の措置が強制力を伴うものであったという認識を教育委員会がしているかどうかを確認するためでもある。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1

条)、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている(第3条)。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

## (2) 本件文書について

### ア 文書の特定について

異議申立人は、本件請求について、強制力を伴う出席停止に係る文書だけでなく、強制力を伴わない自宅学習の経緯に関する文書も含まれる旨主張する。これに対し、教育委員会は、本件文書は強制力を伴う出席停止に係る文書のみであると認識しているため、文書の特定が問題となる。

通常、文書の特定は、請求書の記載内容から判断し行うものである。ただし、実施機関がどのような公文書を保有しているのか請求者が把握していないなどの理由により、請求書の記載が不明確である場合には、実施機関は、請求者に対し請求の趣旨を確認すべきである。

ここで、本件文書に係る2件の公文書公開請求書を見分すると、それぞれ「豊橋市立各学校において、児童生徒を出席させないこととした措置(現実に登校させないこととした措置を含む。)の件数を示す資料のすべて(2005年4月1日～2007年1月10日)」、「豊橋市立〇〇中学校において、児童生徒を出席させないこととした措置(現実に登校させないこととした措置を含む。)の件数を示す資料のすべて(2005年4月1日～2007年1月10日)」という記載がある。すなわち、請求書の記載は具体的かつ明確であって、その内容に疑義が生じるものではない。よって本件については、教育委員会が

請求書の記載どおり判断し文書を特定したとしても不当とはいえない。そして、「出席させないこととした措置」という表現は、一般的に強制力を伴うものであると理解されることから、本件文書は、強制力を伴う出席停止に係る文書に限られるといえる。

以上により、教育委員会が、本件請求について強制力を伴う出席停止に係る文書に特定したことは妥当である。

#### イ 不存在としたことの妥当性について

教育委員会は、当該生徒に対する対応は強制力を伴う出席停止に当たらないと認識しており、この認識を前提とすれば、本件文書は存在しないという教育委員会の説明に不合理な点はないといえる。

よって、本件文書は不存在であると認められるため、条例第10条第2項の規定により非公開としたことは妥当である。

なお、当該生徒に対する対応が強制力を伴う出席停止に当たるか否かについては、当審査会の判断するところではない。

#### (3) まとめ

以上により、本件文書を非公開としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
19. 3. 9	○諮問（第48号）
19. 6. 25	○実施機関から非公開理由説明書を受理
19. 6. 27 (第16回第1部会)	○実施機関職員から非公開理由を聴取
19. 7. 3	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
19. 11. 6	○異議申立人から意見書を受理
19. 11. 14 (第18回第1部会)	○異議申立人の意見陳述 ○審査
19. 12. 19 (第19回第1部会)	○審査
20. 1. 17 (第20回第1部会)	○審査
20. 2. 29 (第21回第1部会)	○審査
20. 4. 3 (第22回第1部会)	○審査
20. 4. 23	○答申内容の決定

第 1 部 会	氏 名	所 属 団 体 等
	榊 原 秀 訓	南山大学
	河 邊 伸 泰	弁護士
	渡 辺 齊	名古屋学院大学

